[記入上の注意]

- ・「ぼうこう機能障害」、「直腸機能障害」については、該当する障害についてのみ記載し、両方の障害を併せ もつ場合には、それぞれについて記載すること。
- ・ $1 \sim 3$ の各障害及び障害程度の等級の欄においては、該当する項目の \square に ν を入れ、必要事項を記述すること。
- ・障害認定の対象となるストマについては、排尿・排便のための機能を持ち、永久的に造設されるものに限る。

1 ぼうこう機能障害	
□尿路変向(更)のストマ	(2) ストマにおける排尿処理の状態
(1) 種類・術式	○長期にわたるストマ用装具の装着が困難な状態の

有無について じんう ろう 日野 盂瘻 □腎瘻 □有 (理由) ①種類 □尿管瘻 □ぼうこう瘻 □軽快の見込みのないストマ周辺の皮膚の著し いびらんがある(部位、大きさについて図示) □ストマの変形 □回腸(結腸)導管 □不適切な造設箇所 □その他<u>[</u> □無 ②術 式:[_____] ③手術日:[年 月 日]

(ストマ及びびらんの部位等を図示)	
□高度の排尿機能障害 (1) 原因 □神経障害 □先天性 [] (例:二分脊椎 等) □直腸の手術 ・術 式: [] ・手術日: [年 月 日] □自然排尿型代用ぼうこう ・術 式: [] ・手術日: [年 月 日]	(2) 排尿機能障害の状態・対応 □カテーテルの常時留置 □自己導尿の常時施行 □完全尿失禁 □その他

 2	
□腸管のストマ (1) 種類・術式 □空腸・回腸ストマ □上行・横行結腸ストマ □下行・S状結腸ストマ □その他 □ その他 □ 3手術日: [年 月 日] (ストマ及びびらんの部位等を図示)	 (2) ストマにおける排便処理の状態 ○長期にわたるストマ用装具の装着が困難な状態の有無について □有 (理由) □軽快の見込みのないストマ周辺の皮膚の著しいびらんがある(部位、大きさについて図示) □ストマの変形 □不適切な造設箇所 □無
□治癒困難な腸瘻 (1) 原因 ①放射線障害 □疾患名:[□] ②その他 □疾患名:[□] (2) 瘻孔の数:[個] (腸瘻及びびらんの部位等を図示)	(3) 腸瘻から腸内容の洩れの状態 □大部分 □一部分 (4) 腸瘻における腸内容の排泄処理の状態 □軽快の見込みのない腸瘻周辺の皮膚の著しいびらんがある(部位、大きさについて図示) □その他 [

□高度の排便機能障害	
(1) 原因	(2) 排便機能障害の状態・対応
□先天性疾患に起因する神経障害	□完全便失禁
_[□軽快の見込みのない肛門周辺の皮膚の著しいび
(例:二分脊椎 等)	らんがある
□その他	□週に2回以上の定期的な用手摘便が必要
「□先天性鎖肛に対する肛門形成術	口その他
手術日: [年 月 日]	
□小腸肛門吻合術	
手術日: <u>年月日</u>	
3 障害程度の等級	
(1級に該当する障害)	
	せもち、かつ、いずれかのストマにおいて排便・排
尿処理が著しく困難な状態があるもの	
□ 腸管のストマをもち、かつ、ストマにおける	排便処理が著しく困難な状態及び高度の排尿機能障
害があるもの	
□ 尿路変向(更)のストマに治癒困難な腸瘻を	併せもち、かつ、ストマにおける排尿処理が著しく
*** 困難な状態又は腸瘻における腸内容の排泄処理	!が著しく困難な状態があるもの
□ 尿路変向(更)のストマをもち、かつ、スト	マにおける排尿処理が著しく困難な状態及び高度の
排便機能障害があるもの	
□ 治癒困難な腸瘻があり、かつ、腸瘻における	腸内容の排泄処理が著しく困難な状態及び高度の排
尿機能障害があるもの	
(3級に該当する障害)	
□ 腸管のストマに尿路変向(更)のストマを併	せもつもの
□ 腸管のストマをもち、かつ、ストマにおける	排便処理が著しく困難な状態又は高度の排尿機能障
害があるもの	
□ 尿路変向(更)のストマに治癒困難な腸瘻を	併せもつもの
□ 尿路変向(更)のストマをもち、かつ、スト	マにおける排尿処理が著しく困難な状態又は高度の
排便機能障害があるもの	tto.
	腸内容の排泄処理が著しく困難な状態又は高度の排
尿機能障害があるもの	
□ 高度な排尿機能障害があり、かつ、高度の排	便機能障害があるもの
(4級に該当する障害)	
□ 腸管又は尿路変向(更)のストマをもつもの	
□ 治癒困難な腸瘻があるもの	
□ 高度の排尿機能障害又は高度な排便機能障害	があるもの